対馬地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第６５８号
北九州市八幡東区中央３丁目２番２－210号
債務者　古賀　徹治
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９２号
長野県佐久市中込3519番地12　萬年青荘３号室
債務者　木内　光雄
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５３号
青森県上北郡おいらせ町境田20番地４
債務者　袴田　隆裕
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　好典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３１５号
盛岡市上堂４丁目４番17号　パンセスＡ－101号、申立時の住所岩手県滝沢市葉の木沢山553番地６
債務者　古川　義広
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４９２号
相模原市南区相武台３丁目18番13号　アイリッシュ　102
債務者　小池　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　夏目　修司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６１号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ100番地５　ベイカーストリート　205
債務者　佐藤　愉里（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
北海道旭川市南３条通24丁目101番地の30
債務者　茅野　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２０号
静岡県御殿場市中山510番地の２、前住所静岡県御殿場市中山887番地の１
債務者　野木　利男
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内海　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係